

入札契約方式等に関する改善と 今後の新たな取組みについて

2021年4月

あなたに、ベスト・ウェイ。



東日本高速道路(株)における入札契約方式等に関する取組みについて紹介します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 第1章. 入札契約方式等に関する取組み | (P 3 ~ P 28) |
| 第2章. 工事管理・検査等に関する取組み | (P 29 ~ P 31) |
| 第3章. 成績評定に関する取組み | (P 32 ~ P 34) |
| 第4章. その他の取組み | (P 35 ~ P 36) |

第1章. 入札契約方式等に関する取り組み

- ・ 第1節 工事の入札契約方式等について
- ・ 第2節 調査等の入札契約方式等について

1. 工事の入札契約方式について

■ NEXCO東日本における入札契約方式の概念図（工事）

	競争契約《原則》			随意契約
WTO基準額 (23億円)	<p style="text-align: center;">一般競争入札(WTO適用)</p> <p style="text-align: center;">契約制限価格が、WTO基準額以上の工事の入札公告を行い競争参加者を募集することにより、競争に付す方法</p>			<p style="text-align: center;">特定随意契約</p> <p style="text-align: center;">特命随意契約</p>
250万円	<p style="text-align: center;">条件付一般競争入札</p> <p style="text-align: center;">契約制限価格が、WTO基準額未満の工事で「一定条件を付して」入札公告を行い競争参加者を募集することにより、競争に付す方法</p>	<p style="text-align: center;">拡大型指名競争入札</p> <p style="text-align: center;">契約制限価格が、WTO基準額未満の工事で次のいずれかに該当する工事の場合に、当社が指名基準に基づき指名した者の他に非指名業者であっても、工事実績を有する者の競争参加を認め競争に付す方法</p>	<p style="text-align: center;">指名競争入札 (原則廃止)</p> <p style="text-align: center;">契約制限価格が、WTO基準額未満の工事で次のいずれかに該当する工事の場合に、当社の指名基準に基づき指名した者で、競争に付す方法</p>	<p style="text-align: center;">「特定随意契約」</p> <p>市場競争が存在しない場合又は市場競争に付すことが不適当な場合に理由を付してできる方法（①法令等による相手方特定、②技術・経験等による相手方特定）</p>
0円	<p style="text-align: center;">簡易型競争入札とすることができる</p> <p style="text-align: center;">契約制限価格が、250万円以下の競争契約について、「条件付一般競争入札」、「拡大型指名競争入札」、「指名競争入札」に拠らず、当社が指名基準に基づきなるべく2者以上の指名した者で付す方法</p>			<p style="text-align: center;">「特命随意契約」</p> <p>市場競争は存在するが、特別事情が存在する場合に理由を付してできる方法（③緊急調達、④追加調達、⑤継続調達、⑥近接調達、⑦資機材所有、⑧知的財産権）</p>

2. 工事の入札契約方式の選択

入札契約方式の構成要素 ※赤字は新たに追加された評価方式です。

～工事の内容に応じて、これらの4要素の組み合わせにより調達を実施～

(1)契約方式	(2)競争参加者の設定方法	(3)落札者の選定方法	(4)支払方式
<p>◆契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法</p> <p>➤ 原則：『設計・施工分離発注方式』</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設計・施工 分離発注方式</p> <p>詳細設計付 工事発注方式</p> <p>設計段階から施工者 が関与する方式 (ECI方式)</p> </div>	<p>◆契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法</p> <p>➤原則：『一般競争入札』 または『条件付一般競争入札』</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一般競争入札</p> <p>条件付一般競争入札</p> <p>拡大型指名競争入札</p> <p>指名競争入札</p> <p>随意契約</p> <p>公募型プロポーザル方式</p> </div>	<p>◆契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法</p> <p>➤原則：『総合評価落札方式』</p> <div style="border: 1px solid magenta; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>総合評価落札方式 加算方式 (価格+技術) 除算方式 (技術/価格)</p> <p>自動落札方式 (価格)</p> <p>技術提案・交渉方式 (技術) 【技術協力・施工タイプ】 【設計交渉・施工タイプ】</p> </div>	<p>◆契約の対価を支払う方法</p> <p>➤原則：『総価単価契約方式』または『総価契約方式』</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>総価単価 契約方式 (土木工事)</p> <p>総価 契約方式 (施設工事)</p> </div>

3. 総合評価落札方式について

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

総合評価落札方式の評価値の算出には、加算方式と除算方式を採用します。

「加算方式」は、契約制限価格の範囲内で入札された価格に基づく「価格評価点」と技術提案書等に基づく「技術評価点」を総合的に評価することにより、落札者として決定する方式

「除算方式」は、契約制限価格の範囲内で入札された「入札価格」と部分的な工事目的物の変更を認めた技術提案書等に基づく「技術評価点」を総合的に評価することにより、落札者として決定する方式

新たな評価タイプとして「高度技術提案型」及び「工事実績評価型」の中に**実績Ⅱ型（地域活用型）**を導入

落札者の選定方法		総合評価落札方式				
技術評価タイプ		工事実績評価型		技術提案評価型	高度技術提案型	
分類		実績Ⅱ型 (地域活用型)	実績Ⅱ型	実績Ⅰ型		
適用概要		技術的工夫の余地が小さい工事で、実績を評価することで適正な履行が期待できる工事において、NEXCO実績の少ない競争参加者の参加を可能とする工事に適用する。	技術的工夫の余地が小さい工事で、実績を評価することで適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が小さい工事で、施工計画を求め企業の能力を評価することで更なる適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい（又はある）工事で、設計成果（標準案）に基づき技術提案を求めることでコスト縮減や更なる品質・安全確保が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい工事で設計成果（標準案）に対し施工方法等の工夫により部分的な工事目的物の変更を認め技術提案を求めることで、より最適な道路構造等に資して工期短縮、品質・安全の確保が期待できる工事に適用
設計 業務	業務の実施者	設計会社				
	競争参加者設定方法等	プロポーザル方式、一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式のいずれか				
発注者が示す標準案の有無		有				
工 事	工事の実施者	施工会社				
	競争参加者設定方法等	条件付一般競争入札方式		一般競争入札方式、 条件付一般競争入札方式のいずれか		
	技術提案書提出	求めない（※2）		求める		
	技術提案書提出時の工事目的物の変更	認めない			認める	
	評価値算出方法	加算方式 (価格評価点+技術評価点)			除算方式 (技術評価点/入札価格)	

※1 対象は、土木工事、土木補修工事（契約制限価格（税込み）が5億円未満の場合）

※2 同種工事の実績や同種工事の成績や表彰実績等に関する技術資料の提出

4. 評価値について (1/2)

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

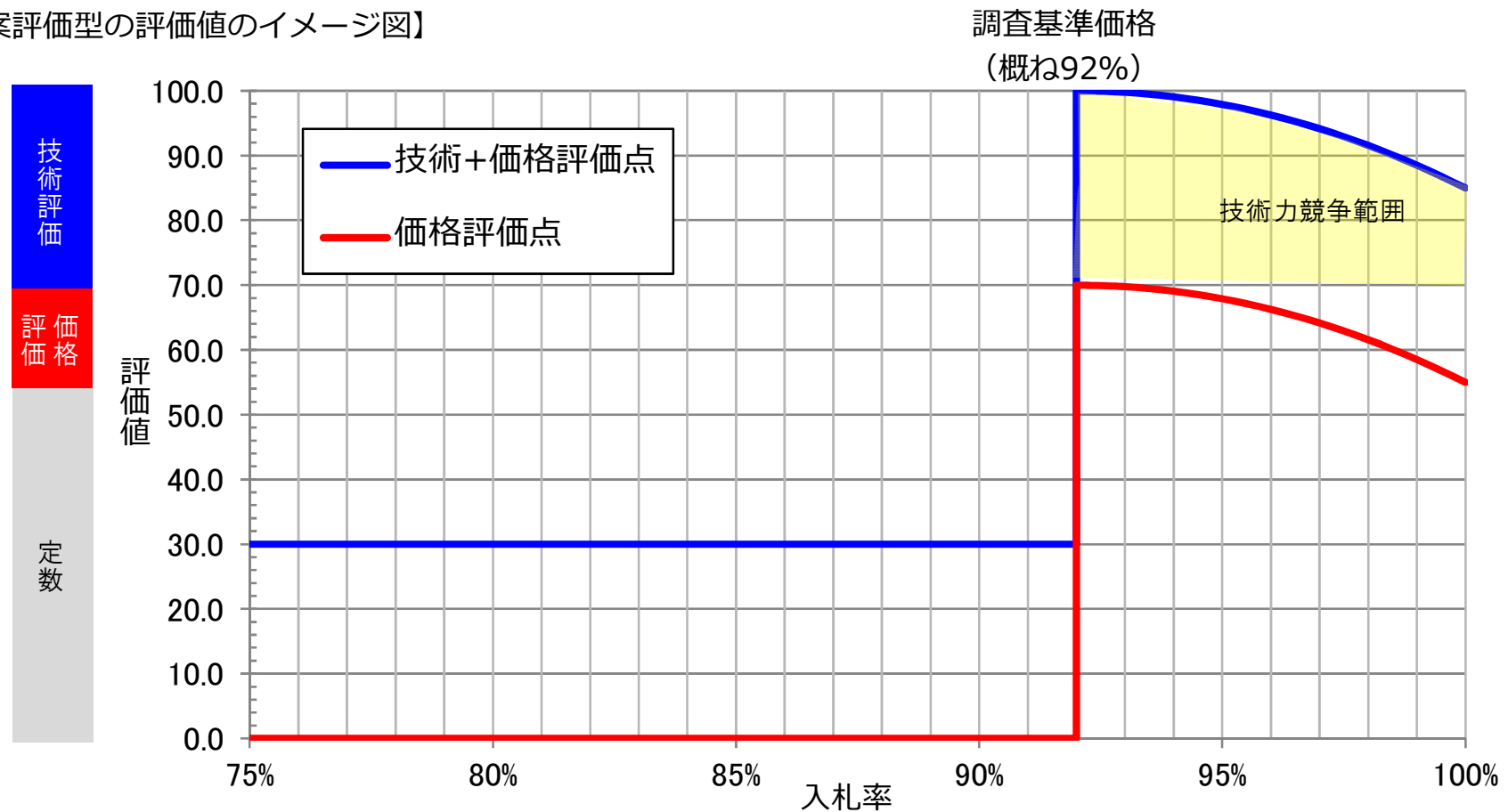
加算方式（評価値 = 価格評価点 + 技術評価点）の価格評価点の算出方式の見直しをしております。

- ・ 調査基準価格を下回る場合においては価格評価点を0点とすることで低入札での競争を抑制します。
- ・ 評価式の見直しに伴い低入札での競争が抑制されるため、施工体制確認型の廃止をします。

《価格評価式》

$$\text{評価式} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

【技術提案評価型の評価値のイメージ図】



4. 評価値について (2/2)

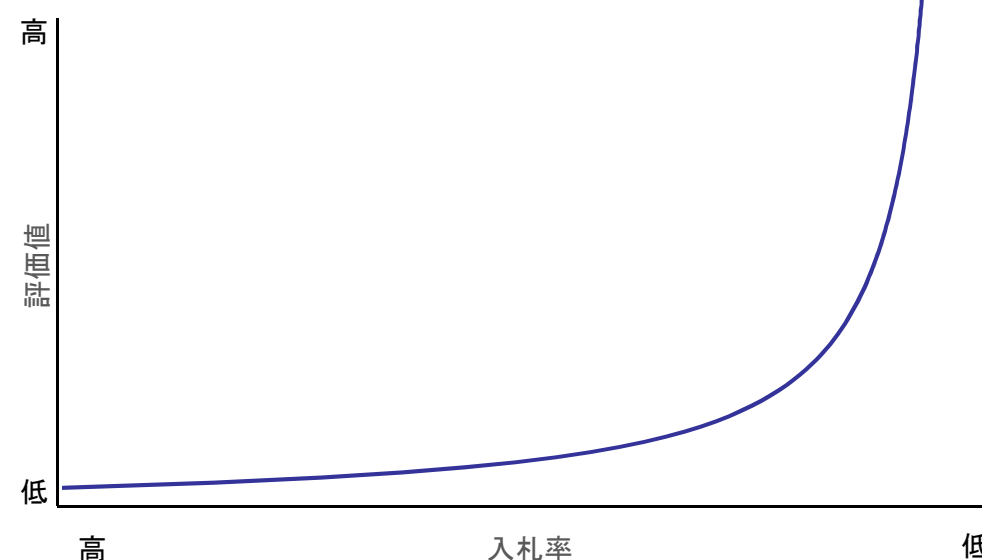
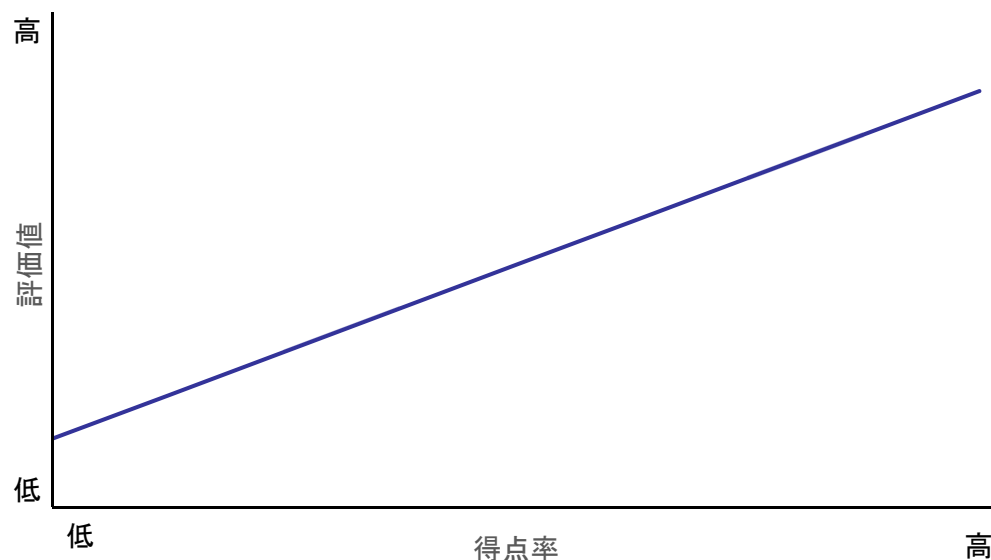
令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

新たな評価タイプとして部分的な工事目的物の変更を認め技術提案を求めることができる「高度技術提案型」を導入しています。「高度技術提案型」を選定した場合は、**除算方式**（**評価値 = 技術評価点 / 入札価格**）を採用します。

《評価値の算出式》

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times (1 \text{億})$$

【除算方式の概念図】



5. 技術評価タイプと配点

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスを過去の工事成績等の状況から見直しております。

※「価格1：技術1」から「価格1：技術2」への見直し

- 技術提案評価型**
 - 技術的工夫の余地がある工事において、民間企業の優れた技術力を活用することによる当該工事のコスト縮減、ライフサイクルコストを含む総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能、工事中における安全対策・交通の確保・環境の維持、工期の短縮等を目的として、当社があらかじめ指定する範囲についての施工方法等（標準案）に対し競争参加者に技術提案の提出を求め、その内容に基づき技術評価を行う方法

技術提案評価型	0		40	70	100
	価格評価点			技術評価点	
	定数（評価値を100とするための補正定数） 55点		評価点 15点	30点	

- 工事实績評価型**
 - 技術的工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性及び優良企業へのインセンティブ付与に期するために、同種工事の実績や同種工事の成績や表彰実績等に関する技術資料の提出を求め、その内容に基づき技術評価を行う方法

実績Ⅰ型・・・施工計画を求めて企業の能力を評価する工事
 実績Ⅱ型・・・施工計画上の課題が少ない工事
 実績Ⅱ型（地域活用型）・・・施工計画上の課題が少なく、NEXCO実績の少ない競争参加者の参加を可能とする工事

工事实績評価型（実績Ⅰ型）	0		60	80	90	100
	価格評価点			技術評価点		
定数（評価値を100とするための補正定数） 70点		評価点 10点	20点			
工事实績評価型（実績Ⅱ型） 工事实績評価型（実績Ⅱ型 地域活用型）	0				5	10
	価格評価点				技術評価点	
定数（評価値を100とするための補正定数） 85点				評価点 5点	10点	

6. 評価項目及び配点

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 技術評価タイプに応じた評価項目及び配点の標準例

- ・ 担い手の中長期的な育成・確保を目指した「**若手・女性技術者**」や災害などを想定した緊急時の協力体制の強化として「**地域企業**」の評価を追加しております。
- ・ 工事实績評価型の実績Ⅱ（地域活用型）においては、**工事個所周辺地域の公的機関における工事实績の成績評定もNEXCOと同様に評価をいたします。**

評価項目			条件付一般競争 工事实績評価型			一般競争	
			実績Ⅱ (地域活用型)	実績Ⅱ	実績Ⅰ	技術提案評価型	高度技術提案型
						—	—
技術提案						30	50
施工計画立案能力		簡易な施工計画			6 ※ 8		
施工の 確実性	企業	同種工事实績の成績評定	4	4	4		
		同一工種の表彰実績	—	1	2		
		品質・環境・安全マネジメントシステムの取得状況	2	2	2		
	技術者	同種工事实績の成績評定			2 ※ —		
施工の円滑性		災害復旧	2	2	2		
企業の信頼性	地域精通度	緊急時の施工体制	1		—		
担い手確保		若手・女性技術者の配置	1	1	2		
小計			10	10	20	30	50
合計			10	10	20	30	50
価格:技術の配点バランス			1:2	1:2	1:2	1:2	—

※ : 配置予定技術者を契約履行要件とした場合 10

6. 評価項目及び配点

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」や「地域企業」の評価を追加

令和3年7月以降に総合評価落札方式（工事实績評価型）で入札公告を行う工事では、担い手の育成や地域における社会資本を支える企業の確保を目指して「若手技術者・女性技術者」や「地域企業の災害実績・緊急時の施工体制」の評価を追加します。

若手技術者・女性技術者の評価		地域企業の評価								
《適用する技術評価タイプ》 工事实績評価型（実績Ⅰ型・実績Ⅱ型・実績Ⅱ型地域活用品）		《適用する技術評価タイプ》 工事实績評価型（実績Ⅱ型地域活用品）								
《評価対象項目》 1. 担い手確保 若手技術者・女性技術者の配置計画		《評価対象項目》 1. 同種工事の工事成績（企業） 2. 配置予定技術者工事成績 3. 施工の円滑性 災害復旧 4. 企業の信頼性 地域精通度 緊急時の施工体制								
《評価方法》 技術資料での若手・女性技術者の「配置計画の有無」により評価		《評価方法》 ● 上記1、2の評価は、次のとおり評価								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>技術評価点 (配点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td> <td>①・②いずれの条件も満たす 配点×100%</td> </tr> <tr> <td>②契約締結後に女性技術者の配置計画がある</td> <td>①・②のいずれか一方を満たす 配点×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①・②のいずれも該当なし 0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	技術評価点 (配点)	①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	①・②いずれの条件も満たす 配点×100%	②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	①・②のいずれか一方を満たす 配点×50%		①・②のいずれも該当なし 0点	<p>評価点 = 配点 × (同種工事实績の工事成績評定点 - 70点 / 20) × a × b</p> <p>a : 発注者が指定する地域と受渡しを行った年度に基づく係数</p> <p>b : 配置予定技術者の同種工事経験時の役職に基づく係数</p> <p>※上記1の場合は、bの算入は除く</p> <p>● 上記3の評価は、次のとおり評価</p> <p>当社または当社が指定する地域における災害復旧実績の有無により評価</p> <p>● 上記4の評価は、次のとおり評価</p> <p>当社が指定する地域における本店・支店・営業所があり緊急時の施工体制の確保が可能であること</p>
評価基準	技術評価点 (配点)									
①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	①・②いずれの条件も満たす 配点×100%									
②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	①・②のいずれか一方を満たす 配点×50%									
	①・②のいずれも該当なし 0点									

7. 低入札価格調査

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 低入札価格調査制度の概要

【概要】

落札予定者の入札価格が調査基準価格（適正な履行がなされない恐れがあると認められる価格）を下回る額である場合に、その入札価格の妥当性について調査を行うものです。

■ 調査基準価格の設定

当社が発注する工事では、次に示すとおり調査基準価格を設定しています。

調査基準価格

調査基準価格は、次の①から④に示す額の合計額とする。

- ①直接工事費 ×97%
- ②共通仮設費 ×90%
- ③現場管理費 ×90%
- ④一般管理費等×55%

合計額が工事価格対象額に 10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 ⇒ 10分の9.2を乗じて得た額

合計額が工事価格対象額に 10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 ⇒ 10分の7.5を乗じて得た額

※ 1 落札予定者の入札価格が、**調査基準価格を下回る場合には低入札価格調査**の対象となる。

※ 2 総合評価落札方式（高度技術提案型）を採用する工事においては、入札者ごとの技術提案に基づく工事価格を基に、「調査基準価格」の算定を行い、その価格を基に低入札価格調査を行うものとする。

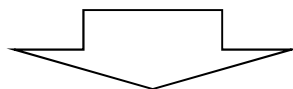
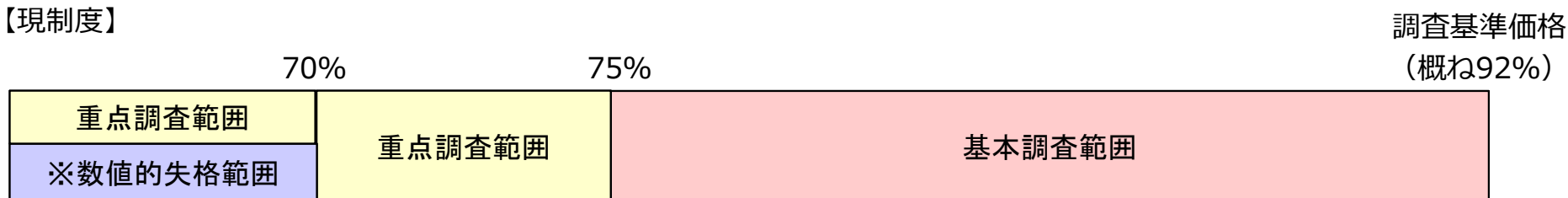
7. 低入札価格調査

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 工事の低入札価格調査要領における調査方法の見直しを行いました。

- 「基本調査」と「重点調査」に区分されていた調査を「**低入札価格調査**」と名称を改め統合し、調査基準価格を下回る入札価格の場合の調査内容をこれまでの重点調査と同様に見直しました。
- 「数値的判断基準（失格基準）」を契約制限価格の75%に引き上げました。

【現制度】



【令和3年7月以降】



※WTO対象工事等に該当しない工事は失格基準あり

8. 入札不調等への対応

入札不調等への対応として、下記取組みなどを実施

◆競争参加資格要件の緩和（技術者の配置要件緩和）

配置予定技術者の資格及び工事の経験を、事前に提出する競争参加要件とせず、契約締結後の配置要件としています

◆入札契約方式の工夫（拡大指名競争入札における※見積活用方式の併用）

拡大型指名競争入札

発注時に、設定した競争参加資格要件（**指名基準**）を満たす者を**全者指名**するとともに、指名業者以外も競争参加可能なように公募する方式

手続の流れ

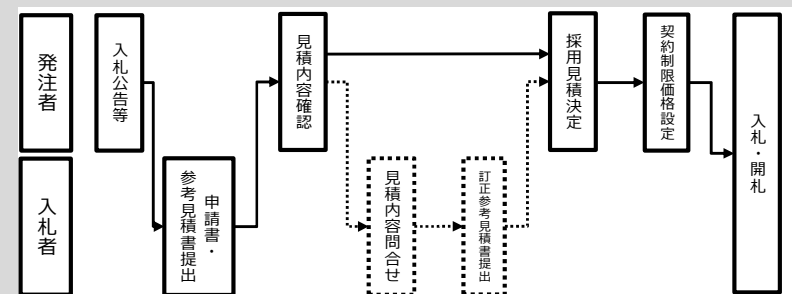


見積活用方式

入札参加者の**見積書を反映した契約制限価格の設定**を行う方式

- 資材等の急激な高騰など価格変動が著しい工事
- 特殊な施工条件下の工事
- 機器製作が主体となる工事
- 入札不調となる恐れの高い工事（実勢価格との乖離に対応）

手続の流れ



※「入札前価格交渉方式」から「見積活用方式」に見直しました。変更概要は次ページ参照（R3.7適用）

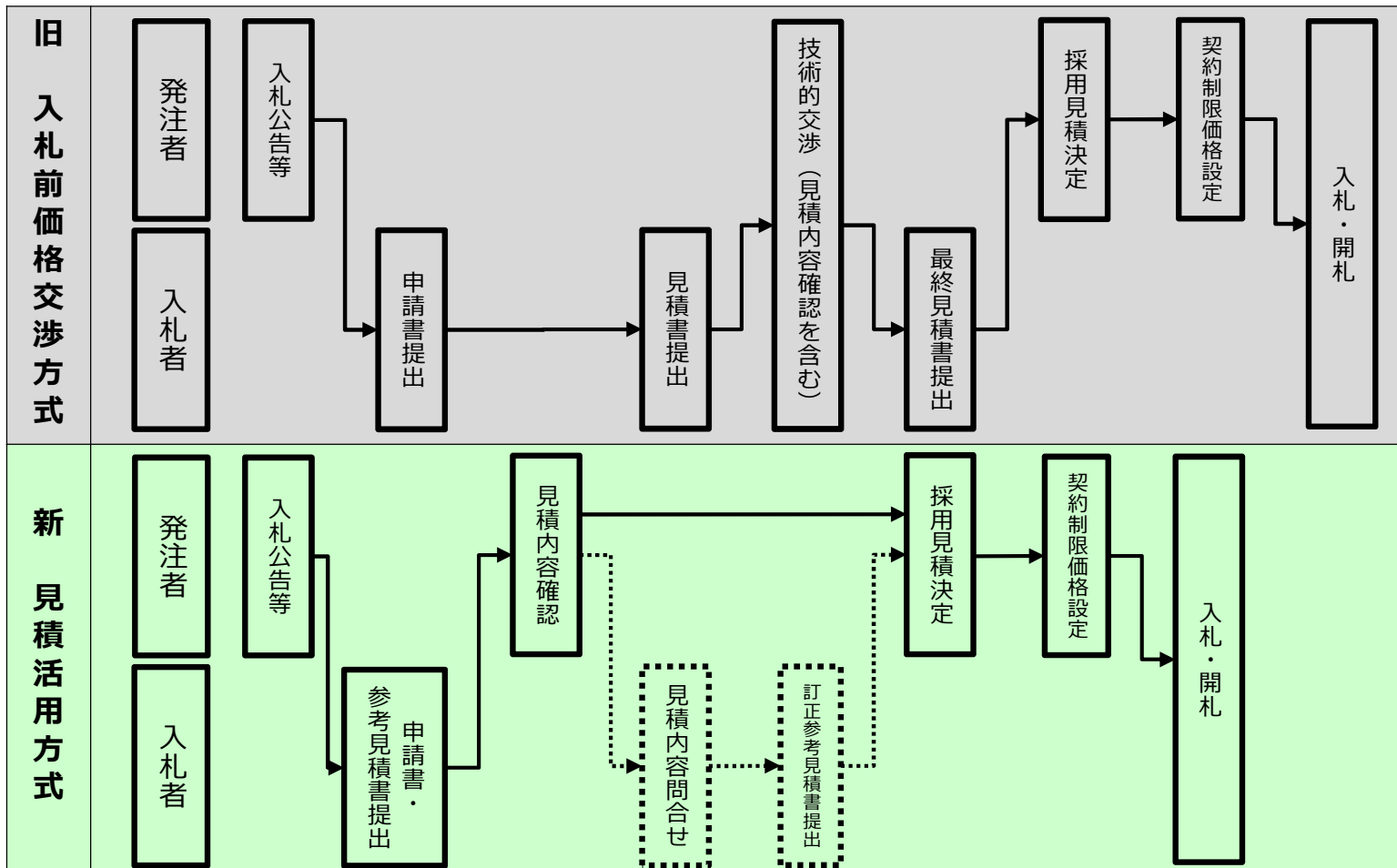
8. 入札不調等への対応

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

東日本高速道路株式会社では、工事の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「入札前価格交渉方式」として実施してきましたが、発注者及び入札参加者の労力軽減等を目的に『見積活用方式』として見直しました。

《手続の流れ》



《主な見直し概要》

- **参考見積書提出時期の見直し（※1）**
 これまで申請書提出後、競争参加資格を有すると認められた者に別途見積書の提出を求めていましたが、今回から申請書と参考見積書は同時提出に見直しました。
- **技術的交渉の廃止（※2）**
 これまで発注者と入札参加者間で「技術的交渉」を必ず実施していましたが、本方式では、参考見積書提出後発注者が見積内容を確認し疑義等確認事項がある場合に電子メール・電話・WEB会議システム等を用いた見積内容問合せを行う方法に見直しました。
- **採用見積決定（※3）**
 これまで同様、当社が合理性・現実性があると認められた入札参加者が提出した参考見積書の総額が最も安価な者の参考見積書を採用見積として決定します。
- **契約後の施工時における確認**
 契約後、受注者が提出した参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求め、合理性・妥当性の確認を行います。なお、その結果、疑義等がある場合は施工体制点検において下請負人等への聞き取り調査を行います。

※1 『高度技術提案型』の場合は、参考見積書については申請書との同時提出ではなく、技術提案書の提出と同時に求めます。
 ※2 『高度技術提案型』の場合は、技術提案のヒアリングの際に、見積内容についても確認を行います。
 ※3 『高度技術提案型』で『見積活用方式』を活用した場合は、技術評価点の最も高い者が提出した参考見積書を採用して決定します。

第1章. 入札契約方式等に関する取り組み

- ・ 第1節 工事の入札契約方式等について
- ・ 第2節 調査等の入札契約方式等について

1. 調査等の入札契約方式について

■ NEXCO東日本における入札契約方式の概念図（調査等）

契約制限価格	競争契約《原則》			随意契約
WTO基準額	一般競争入札・公募型プロポーザル方式			特定随意契約 (申込委託)
250万円	条件付 一般競争入札 簡易公募型 プロポーザル方式	拡大型 指名競争入札 (入札不調対策) 発注時に、設定した競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、指名業者以外も競争参加可能なように公募する方式	(指名競争入札) (標準プロポーザル方式)	緊急随意契約 特命随意契約
0円		簡易型競争入札		

2. 調査等の入札契約方式の選択

NEXCO東日本における入札契約方式の構成要素

～調査等の内容に応じて、これらの4要素の組み合わせにより調達を実施～

(1) 契約方式	(2) 競争参加者の設定方法	(3) 落札者の選定方法	(4) 支払方式
<p>◆ 契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">設計・施工 分離発注方式</p> <hr/> <p style="text-align: center;">設計段階から施工者が 関与する方式 (ECI方式)</p> </div>	<p>◆ 契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">一般競争入札</p> <hr/> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札</p> <hr/> <p style="text-align: center;">拡大型指名競争入札</p> <hr/> <p style="text-align: center; border: 1px dashed gray;">指名競争入札</p> <hr/> <p style="text-align: center;">随意契約</p> <hr/> <p style="text-align: center;">公募型プロポーザル方式</p> <hr/> <p style="text-align: center;">簡易公募型プロポーザル方式</p> </div>	<p>◆ 契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; flex-grow: 1;">総合評価落札方式</div> <div style="font-size: small;">価格 + 技術</div> </div> <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; flex-grow: 1;">自動落札方式</div> <div style="font-size: small;">価格</div> </div> <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; flex-grow: 1;">プロポーザル方式</div> <div style="font-size: small;">技術</div> </div> </div>	<p>◆ 契約の対価を支払う方法</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p style="font-size: large;">総価 契約方式</p> </div>

3. 入札不調等への対応①

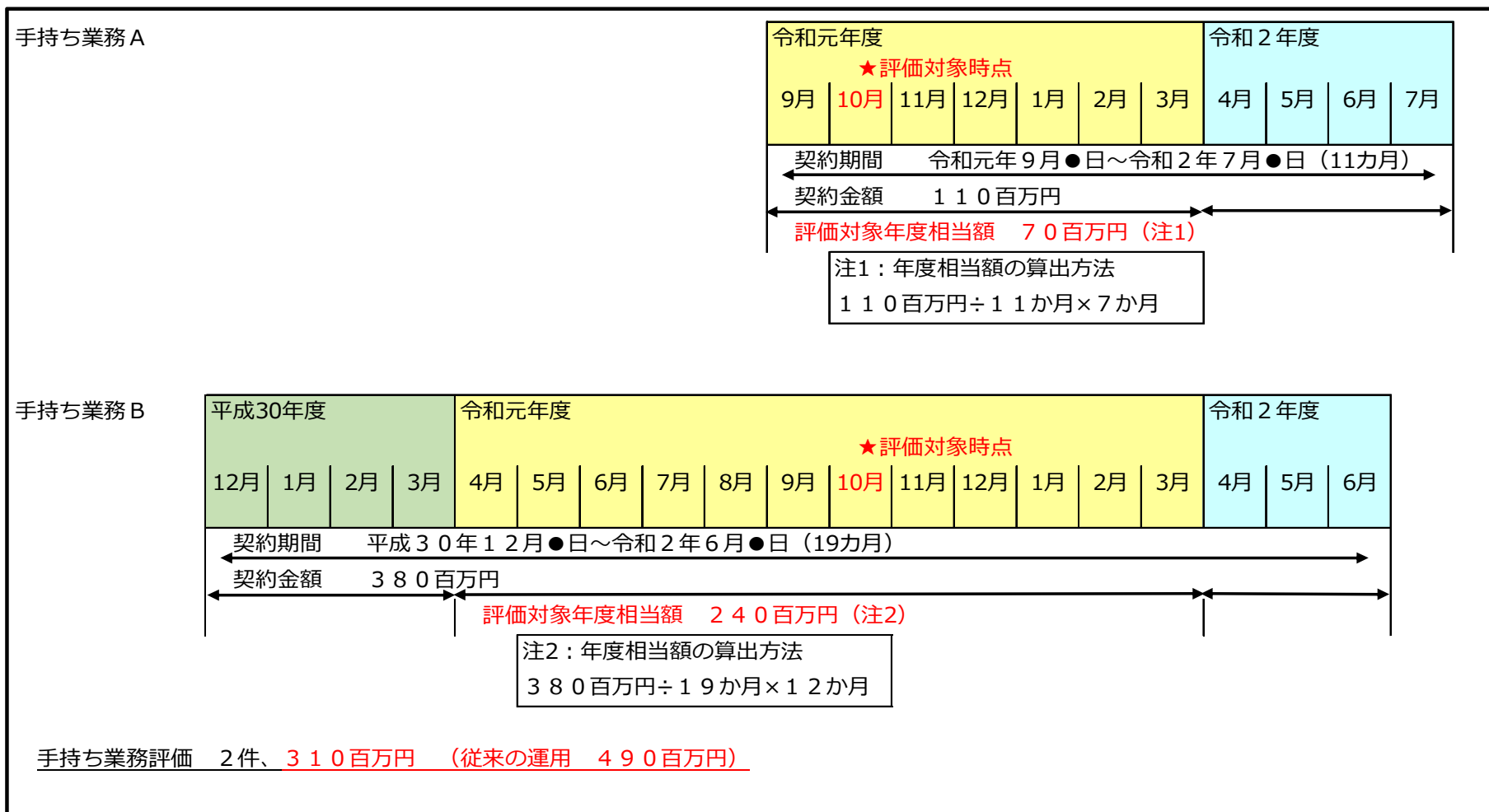
手持ち業務金額の評価の取扱い（設計）

設計業務における技術者不足への対応として、調査等における配置予定技術者の手持ち業務に関する取扱いにおいて、複数年度にわたる契約業務がある場合の手持ち業務金額の評価方法を見直し、年度換算できることとしています

また、手持ち業務の評価は、これまで「手続き開始の公示の日」としていましたが、「参加表明書等の提出期限」に見直しを行いました。

令和元年7月以降の入札公告等を行う調査等に適用しています。

例：評価対象時点が、「令和元年10月」の業務における、競争参加希望者の手持ち業務の評価方法



個別案件における手持ち業務の評価方法については、手続き開始の公示等をご確認ください。

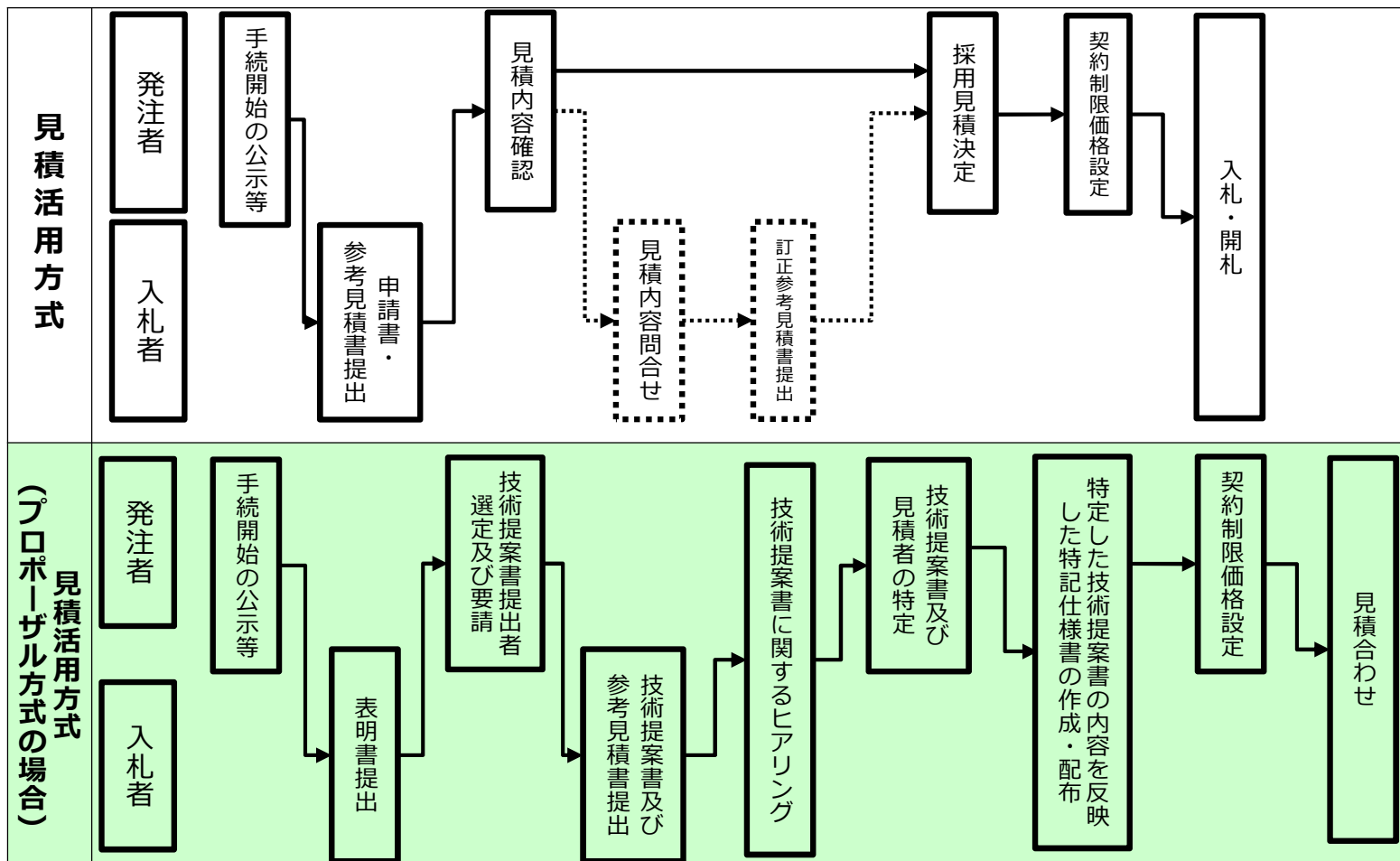
3. 入札不調等への対応②

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

東日本高速道路株式会社では、調査等業務の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「見積徴収」として実施してきましたが、新たに『見積活用方式』として見直しました。

《手続の流れ》



《手続の主なポイント》

- **参考見積書提出時期**
参考見積書の提出は、申請書と参考見積書は同時提出となります。
なお、プロポーザル方式の場合は技術提案書と同時提出となります。
- **参考見積書の内容確認**
参考見積書の内容に疑義等がある場合には電子メール・電話・WEB会議システム等を用いた見積内容問合せを行います。
なお、プロポーザル方式の場合は技術提案書に関するヒアリング時に確認を行います。
- **採用見積決定**
当社が合理性・現実性があると認められた入札参加者が提出した参考見積書の総額が最も安価な者の参考見積書を採用見積として決定します。
なお、プロポーザル方式の場合は技術提案書及び見積者を特定し、その内容を反映した特記仕様書の作成を行った内容に基づき設定を行います。

4. 総合評価方式の評価値について

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

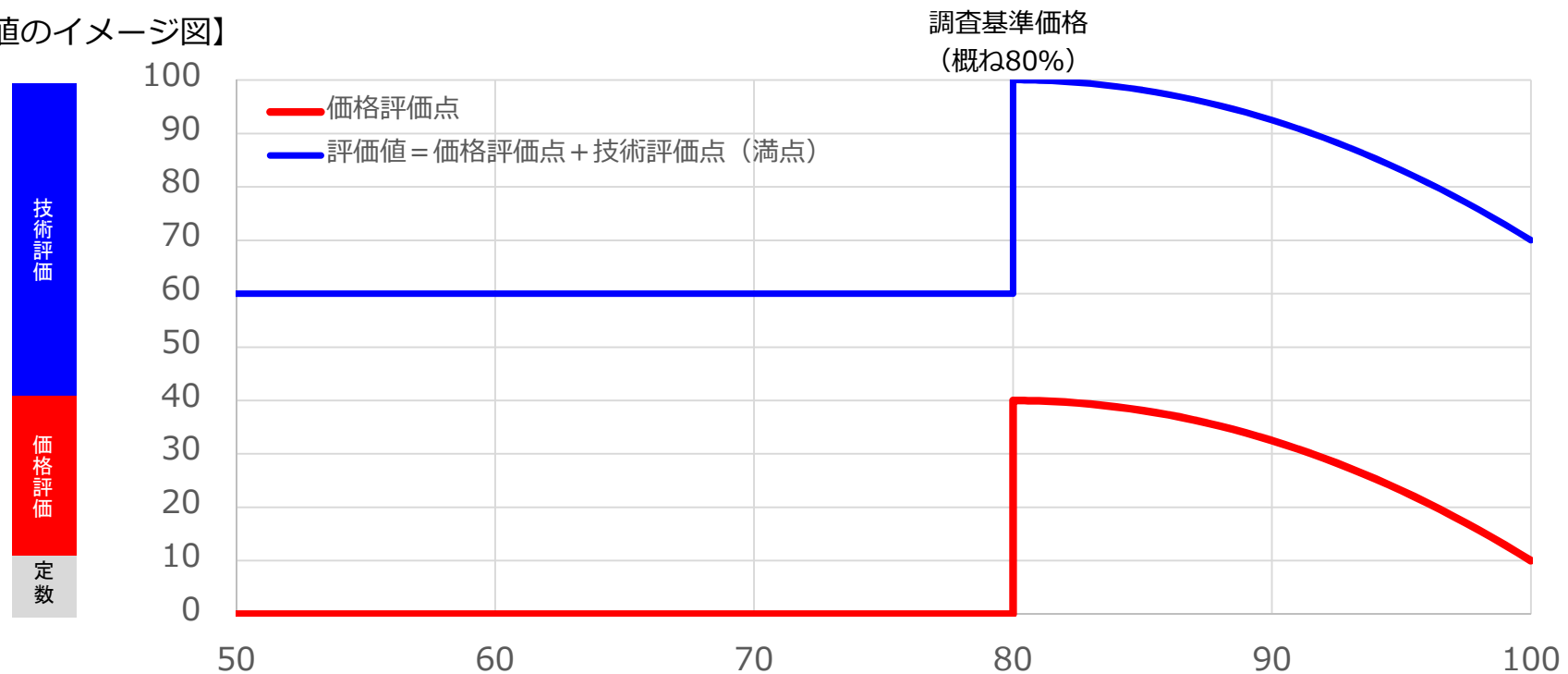
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点の価格評価点の算出方式の見直しをしております。

- ・ 調査基準価格を下回る場合においては価格評価点を0点とすることで低入札での競争を抑制します。

《価格評価式》

$$\text{評価式} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

【評価値のイメージ図】



■ 評価値と配点

価格評価点と技術評価点の配点バランスは、「価格1：技術2」とする。

	価格評価点		技術評価点 配点	評価値
	配点	定数		
総合評価落札方式	30	10	60	100

5. 評価項目及び配点（総合評価落札方式）

※調査等の評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがあります。

- ・業務の性質等を踏まえ「同種業務の実績」の評価方法の見直しをしております。
- ・現地作業が伴う業務には、「履行対象地域での業務実績」の評価を追加しております。
- ・担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」の評価を追加しております。

■総合評価落札方式の評価項目・配点（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

No	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	土木設計以外			土木設計		
					一般競争入札 (WTO適用)	一般競争(注1)	条件付一般競争(注1)	一般競争入札 (WTO適用)	一般競争	条件付一般競争
1	企業	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	35	25	25	35	15	15
2			管理技術力	施工管理業務の実績	—	—	—	—	10	10
3			地域精通度	地域での業務実績	—	— (5)	— (5)	-	-	-
4		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	—	20 (15)	20 (15)	—	20	20
5			専門技術力	表彰実績	—	5	5	—	5	5
6			事故及び不誠実な行為	資格停止措置	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1
小計					35	50	50	35	50	50
7	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	20 (15)	20 (15)	30	20	20
8			資格要件	若手・女性技術者の配置	5	5	5	5	5	5
9			専門技術力	同種業務の実績	30	20	20	30	20	20
10			地域精通度	地域での業務実績(注1)	-	— (5)	— (5)	-	-	-
11		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	5	5	-	5	5
12		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数		適否	適否	適否	適否	適否	適否
小計					65	50	50	65	50	50
13	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		適否	適否	適否	適否	適否	適否	
評価点合計					100	100	100	100	100	100

(注1) 現地作業が伴う業務の場合においては () の配点を使用する。
土木設計とは、業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計のいずれかの調査等とする。

5. 選定時の評価項目及び配点（プロポーザル方式）

※調査等の評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがあります。

- ・業務の性質等を踏まえ「**同種業務の実績**」の評価方法の見直しをしております。
- ・現地作業が伴う業務には、「**履行対象地域での業務実績**」の評価を追加しております。

■プロポーザル方式・選定基準（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

NO	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式(注2)	
					総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型
選定・参加表明書	参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類業務の実績	40	40	20	20
			管理技術力	施工管理業務の実績(注1)	—	—	10	10
			地域精通度	地域での業務実績	—	—	— (5)	— (5)
		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	—	—	10(5)	10(5)
			専門技術力	表彰実績	—	—	5	5
		事故及び不誠実な行為	資格停止措置	-2~-5	-2~-5	-2~-5	-2~-5	
小計					40	40	45	45
選定・参加表明書	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	30	20	20
			専門技術力	同種類業務の実績	30	30	20	20
			地域精通度	地域での業務実績	—	—	— (5)	— (5)
		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	—	—	15(10)	15(10)
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	適否	適否	適否	適否	
小計					60	60	55	55
12	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		適否	適否	適否	適否	
評価点合計					100	100	100	100

(注1)業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計の場合に評価する。

(注2)現地作業が伴う業務の場合においては()の配点を使用する。

5. 特定時の評価項目及び配点（プロポーザル方式）

※調査等の評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがあります。

- ・業務の性質等を踏まえ「**同種業務の実績**」の評価方法の見直しをしております。
- ・現地作業が伴う業務には、「**履行対象地域での業務実績**」の評価を追加しております。

■プロポーザル方式・特定基準（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式(注2)		標準プロポーザル方式(注2)		
					総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型	
特定 技術提案書 及び ヒアリング	13	企業 資格・実績等	管理技術力	施工管理業務の実績(注1)			10	10	10	10	
	14		地域精通度	地域での業務実績	-	-	- (5)	- (5)	- (5)	- (5)	
	15	予定 管理 技術 者 資格・実績等	資格要件	技術者資格	10	10	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	
	16		専門技術力	同種類似業務の実績	10	10	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)	
	17		地域精通度	地域での業務実績	-	-	- (5)	- (5)	- (5)	- (5)	
	18	予定 技術 者 資格・実績等	資格要件	技術者資格	10	10	5	5	5	5	
	19		専門技術力	同種類似業務の実績	10	10	5	5	5	5	
			小計			40	40	40	40	40	40
	20	実施方針・実施フ ロー・工程表・その他	業務理解度		5	10	5	10	5	10	
			実施手順		10	30	10	30	10	30	
	その他(業務知識・有効な代替案)			10	20	10	20	10	20		
21	特定テーマに対する 技術提案	全体(※複数テーマ間の整合性)		35	35	35	35	35	35		
		的確性									
		実現性									
		独創性									
		小計			60	60	60	60	60	60	
22	参考見積				適否	適否	適否	適否	適否	適否	
評価点合計					100	100	100	100	100	100	

(注1)業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計の場合に評価する。
 (注2)現地作業が伴う業務の場合においては()の配点を使用する。

6. 評価項目内容について①

※調査等の評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがあります。

■ 同種業務の実績（経験）の評価について（評価基準年は過去10年間を基本とします。）

調査業務の場合						
評価項目	評価の着眼点			評価基準	配点	
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～ホに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社 本州四国連絡道路株式会社 阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村 以下の場合は加点しない ②上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ③平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ④類似業務の場合	①満点

※「配置予定技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

上記、評価基準のうち
 “ニ”では、配点をイ～ハと同評価とすることに見直しました。
 “ホ～ト”に示す発注機関を新たに評価対象とし、且つイ～ハと同評価とすることに見直しました。

設計業務の場合						
評価項目	評価の着眼点			評価基準	配点	
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～ホに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省（道路事業） ホ 首都高速道路株式会社 本州四国連絡道路株式会社 阪神高速道路株式会社 ②同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のヘ～トに示す発注機関発注の業務 ヘ 各都道府県（道路事業） ト 各区市町村（道路事業） 以下の場合は加点しない ③上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ④平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ⑤類似業務の場合	①満点 ②配点の1/2

※「配置予定技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

上記、評価基準のうち
 “ニ”では、配点をイ～ハと同評価とすることに見直しました。
 “ホ～ト”に示す発注機関を新たに評価対象として見直しました。

※実際の評価項目・配点等は各業務の入札公告等にてご確認下さい。

6. 評価項目内容について②

※調査等の評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがあります。

■ 地域での業務実績の評価について（評価基準年は過去10年間を基本とします。）

調査業務の場合				
評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点
企業 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等	地域精通度	以下の基準で評価する。 ①平成〇年4月1日以降に履行対象地域（〇〇内※）での公的機関等の同種業務の業務実績 ※〇〇内は都道府県単位 上記以外は加点しない	①満点

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

- 左記、評価基準では、調査業務の場合、履行対象地域での同種業務の業務実績がある場合、調査を行ううえで地域の特性等を把握し的確な業務遂行が期待できることから加点対象として見直しました。
- 一方、設計業務は、主に設計基準等に基づき業務遂行を行うことから評価項目の設定は行いません。

■ 若手・女性技術者配置計画の評価について

調査業務・設計業務共通				
評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点
若手・ 女性 技 術 者 の 配 置	資 格 ・ 実 績 等	資 格 要 件 若 手 ・ 女 性 技 術 者 の 配 置	以下の基準で評価する。 ①若手技術者（※）または女性技術者を本業務で管理技術者として配置予定である場合 ※若手技術者は審査基準日において35歳以下の技術者をいう。 上記以外は加点しない	①満点

- 担い手育成の観点から若手技術者（35歳以下）または女性技術者を管理技術者として配置する予定である場合に加点対象とする評価項目を新たに設定しました。

※実際の評価項目・配点等は各業務の手続開始の公示等にてご確認ください。

7. 低入札価格調査

■ 低入札価格調査制度の概要

【概要】

総合評価落札方式や自動落札方式の場合、落札予定者の入札価格が調査基準価格（適正な履行がなされない恐れがあると認められる価格）を下回る額である場合に、その入札価格の妥当性について調査を行うものです。

■ 低入札調査基準価格の設定

当社が発注する調査等では、次に示すとおり低入札調査基準価格を設定しています。

業種区分	調査基準価格	①	②	③	④
測量・試験	右の ①+②	直接費の額	諸経費×48%		
建築設計	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費 ×60%	諸経費 ×60%
設計 (建築を除く)	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×48%
土質地質調査	右の ①+②+③+④	直接調査費の額	間接調査費の額 ×90%	技術業務費の額 ×80%	諸経費 ×48%
補償関係コンサル タント業務	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×90%	一般管理費等 ×45%

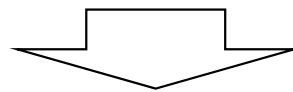
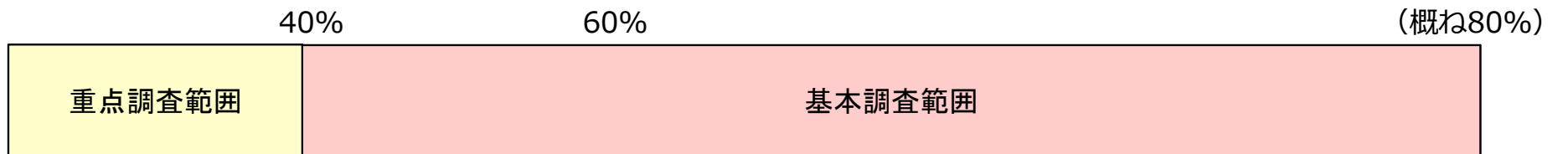
7. 低入札価格調査

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

■ 調査等の低入札価格調査要領における調査方法の見直しを行いました。

- ・ 価格評価式の見直しに併せて、「重点調査」の対象範囲を40%⇒60%に引き上げを行いました。

【現制度】



【令和3年7月以降】



第2章. 工事管理・検査等に関する取り組み

1. 受発注者双方の省力化に資する取組み

令和3年4月1日から適用

■ 契約における履行に関する監督・検査要領への ウェアラブルカメラ等の活用導入

コロナウィルス感染拡大防止の一環として、ウェアラブルカメラによる「遠隔立会」や「Web会議システム」を工事管理等の中で活用したところですが、契約における履行に関する監督・検査要領に定める検査においても自然災害及び人為災害の発生（※）に伴い立会いが困難な場合等、検査員が立会を要しないと判断した場合は不要とし、「**Webカメラ及びWeb会議システム等**」の活用を含めた柔軟な対応を可能としております。

※コロナウィルス感染症に関しては、現在、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が講じられている状況であり、当面の間、コロナウィルス感染拡大防止対策を自然災害として扱って参ります。

参考) 契約における履行に関する監督・検査要領に定める検査

工事	調査等
しゅん功検査 一部しゅん功検査 中間技術検査 出来形部分検査 部分使用検査	業務内容確認検査 完了検査

2. 受注者との情報共有や協議の迅速化等に資する取組み

令和3年4月1日から適用

■ 工事変更等検討会の試行導入

工事変更等検討会（以下「検討会」という。）は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保並びにこれらの結果に基づく**適切な工事費・事業費管理を目的に、発注者と受注者が一堂に会して**、「工事の変更等に係る審議」や「工事工程クリティカルパス等の共有」及び「これらに伴う工事中止等の判断等」の**検討を行う場**として開催します。

【検討会の開催内容】

- ①工事請負契約書第18条（条件変更等）及び第19条（設計図書の変更）の事象が生じたとき
 - ・条件変更等（設計図書の変更）の可否に関する検討
 - ・条件変更等（設計図書の変更）を行う場合の工事中止の必要性に係る検討
 - ・条件変更等（設計図書の変更）を行う場合の工期の変更の必要性に係る検討
 - ・条件変更等（設計図書の変更）を行う場合の工事請負代金額の変更に係る検討

- ②工事工程の共有に係る事項（工事工程表の作成時及び条件等に変更が生じたとき）
 - ・設計図書に示された工程に影響する事項の受発注者間の相互確認
 - ・クリティカルの受発注者間の相互確認
 - ・条件変更時の一時中止の有無、工期延期等に関する検討 等

※開催の詳細は、契約中工事では監督員からの工事打合簿にて、それ以外の工事では入札公告等における設計図書にてご確認下さい。

第3章. 成績評定に関する取り組み

1. 工事成績評定の見直し

令和3年4月1日以降に、契約締結を行う工事から適用

■ 令和3年4月以降契約締結する工事から請負工事成績評定要領では次の点について見直しを行い運用します。

1. 細目別評定点の見直し

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき他機関とのデータの共有化・相互活用も視野に入れた見直しを行いました。

考査項目	細別	配点	旧要領との差
施工体制	施工体制一般	3.3点	+0.1点
	配置技術者	4.1点	変更無
施工状況	施工管理	13.0点	変更無
	工程管理	8.1点	変更無
	安全対策	8.8点	+0.4点
	対外関係	3.7点	変更無
出来形及び出来ばえ	出来形	14.9点	-0.1点
	品質	17.4点	-1.2点
	出来ばえ	8.5点	+0.8点
工事特性	施工条件等への対応	7.3点	変更無
創意工夫	創意工夫	5.7点	変更無
社会性等	地域への貢献等	5.2点	変更無
法令遵守等	《減点対象項目》	最大-20.0点	変更無
評定点合計		100.0点	

2. 考査項目別運用表等の主な見直し点

施工状況（工程管理）の評価内容追加

現場条件や働き方改革への取組み項目の緩和・追加を行いました。

- ・ 現場が点在する施工要件の緩和
- ・ 週休2日の取組み状況の追加

品質・出来ばえの細分化

高速道路リニューアル事業・建設事業に則した考査項目内容の細分化を行いました。

- ・ 地すべり対策工事
- ・ 基礎工事及び地盤改良工事
- ・ シールドトンネル工事（セグメント、本体、内部構築等）
- ・ 耐震補強工事（コンクリート、鋼鉄、繊維巻立工等）
- ・ はく落対策工事
- ・ 床版取替工事
- ・ 橋梁補修工事（桁補強、現場施工） 等

創意工夫の評価内容追加

働き方改革への取組み項目の追加を行いました。

- ・ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
- ・ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

2. 調査等成績評定の見直し

令和3年4月1日以降に、契約締結を行う業務から適用

■ 令和3年4月以降契約締結する業務から調査等成績評定要領では次の点について見直しを行い運用します。

1. 評定項目の見直し

工事と同様に他機関とのデータの共有化・相互活用も視野に入れた見直しを行いました。

考査項目		細別	主任技術 評価員	総括技術 評価員	検査員	細目評定点	
						基礎点	配点
プロ セ ス 評 価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	評価対象	評価対象	評価対象	12.0点	20点
	実施状況の評価	執行管理	評価対象			3.0点	5点
		品質管理	評価対象		評価対象	12.0点	20点
		業務特性		評価対象		6.0点	10点
		創意工夫	評価対象			2.4点	4点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	評価対象			3.6点	6点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		評価対象		3.0点	5点
結果の評価		成果品の品質	評価対象		評価対象	18.0点	30点
評定者別評価点①							
評定者別基礎点②							
評定者別評定点③ (①+②)			④	⑤	⑥		
業務評定点合計⑦ = ④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4							100点
⑧事故等による減点							(最大 -15点)
⑨契約不適合又は損害賠償が実施された場合の減点							(最大 -20点)
⑩その他の減点							(最大 -10点)
総合評定点の算定			総合評定点⑪ = ⑦+⑧+⑨+⑩				

2. 評定の対象

評定の対象業務を1件の最終の請負代金額の100万円以上から**250万円以上**の調査等業務へ変更します。

第4章. その他の取り組み

① 事業年度の発注見通し公表について

1. 事業年度の発注見通し公表の充実化

令和3年度より発注見通し公表内容の充実化を図り、競争参加有資格者の社内での参加計画期間を確保することで適正な競争環境の確保や入札不調の改善、施工・履行時期の平準化に資することを目的に公表の充実化を行います。

2. 公表する内容

	工事	調査等
公表対象額	250万円以上	250万円以上
公表内容	支社名、発注機関名、工事名、工事箇所、調達方式、工事種別、公告予定時期、入札予定時期、工期、工事概要、 発注規模（追加） 、その他 ※発注規模は等級区分を有する工事種別のみ	支社名、発注機関名、工事名、業務箇所、調達方式、業務種別、公告予定時期、入札予定時期、履行期間、業務概要、その他
公表時期及び期間	原則4月・7月・10月・1月の四半期毎及び随時公表 ※四半期毎に行なう発注見通し公表では、 その都度公表時期から1年分を公表対象 とする（従前当該年度分のみ）	

● 発注見通し公表期間イメージ

